

教育委員会議会議録〔詳細〕は、市役所1号館2階の市政資料室で公開しています。

.....

佐倉市教育委員会議会議録〔会議概要〕

令和3年9月教育委員会会議：定例会

期 日 令和3年9月15日（水）開会 午後2時00分
閉会 午後3時17分

会 場 中央公民館学習室3

出席委員 茅野 達也 教育長 関山 邦宏 教育長職務代理者
小菅 広計 委員 菅谷 義範 委員
熊倉 夏子 委員

傍聴者 1名

出席職員	教 育 長	茅野 達也(再掲)	教 育 部 長	花島 英雄
	教育部参事(学務課長事務取扱)	前原 美智雄	教育総務課長	曾山 澄雄
	指 導 課 長	松丸 晴久	教育センター所長	佐藤 克巳
	社会教育課長	高橋 慎一	文 化 課 長	宍戸 信
	佐倉幼稚園長	伊豆永千代	教育総務課企画財務班長	平野 昌彦
事務局	教育総務課教育総務班長	山田 智之	教育総務課教育総務班	千々岩和代

〈 会議概要 〉

1 教育長開会宣言

2 報告事項

① 教育長より1件報告

8月26日に臨時校長会議を開催した内容について報告する。

新型コロナウイルスの感染が終息を見通せない状況下、2学期を迎えて、子どもたち、教職員の感染リスクを可能な限り回避するための具体的な取組について指示をした。校長会役員とは事前に協議して理解を得た上で行われた次第である。

1つ目の2学期の教育内容について、感染症予防対策の視点から、朝の健康観察を確実に実施すること。体調が悪い子どもは保護者へ連絡すること。

2つ目、9月中は授業時間を短縮して行うこと。3つ目は、9月中、同じく、部活動を実施しないこと。公式大会を控えた部活動を除いてということになる。4つ目、オンライン授業は、学校の事情に照らして可能な限り実施して

いく。また、登校に不安を持っている児童生徒については、学習に遅れが生じないように保護者と話し合っ、配慮していくようにする。5つ目、給食指導については、一定方向を向いて、今までどおりだが、静かに食べることを習慣化させること。この5点について、具体例を挙げながら校長先生方に話した。

以上のことについて、配付資料を基に事前に全職員に知らせて保護者へメール配信及び文書でお知らせし、理解を得られるよう努めていくように話した。始業式では、校長先生に自らが子どもたちへ主な教育活動について発信するよう伝えた。

② 新型コロナウイルス感染症に係る対応について【教育部長】

8月11日から9月13日までの間で、根郷小学校ほか20の小中学校で46名、佐倉中学校ほか8中学校で36名、合計82名の児童生徒の感染が判明している。令和3年4月、今年4月から累計は、教職員が5名、小学生が81名、中学生が49名、合計135名の感染が確認されている。

③ 「佐倉市教育の日」関連行事について【教育総務課長】

「佐倉市教育の日」は、市民の教育に対する意識を高めるとともに、学校教育、社会教育の振興により本市の教育の充実、発展を図る趣旨の下、佐倉市教育の日を定める条例により11月16日と定められている。例年、この「佐倉市教育の日」にちなんで、各種関連行事を実施しているが、令和元年度は28事業あったが、令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響により実施されたものは5事業と大変少なかった。令和3年度についても、新型コロナウイルス感染症の感染拡大が続いていることから、計画事業数は10事業と少ない状況ではあるが、感染症対策を十分配慮の上、工夫しながら佐倉市の教育文化の振興に寄与する行事が実施できるよう努めていく。

なお、「佐倉市教育の日」関連行事については、「こうほう佐倉」の10月15日号や市のホームページに掲載するなど、市民の皆様に広く周知を図っていく。

④ 佐倉市高等学校等奨学金について【教育総務課長】

この制度は、経済的な理由により高等学校等に就学することが困難な方に対して、経済的負担の軽減を図るとともに、人材の育成、教育の振興に資することを目的とするものである。

令和3年度の奨学金については、8月末時点で62名の方から申請があり、成績や所得などの交付要件を審査し、44人への交付を決定した。一方、不交付となったのは18人で、理由は、当該世帯の所得額が基準を超えている方が3人、通信制課程の方が1人、他の14人については、非課税世帯であったことから、千葉県奨学のための給付金の対象となり、8万円以上の給付を受けられる方となるので、千葉県の奨学のための給付金の手続きを紹介したところである。さらなる周知を図るため、「こうほう佐倉」9月1日号に制度の案内記事を掲載したところである。

今後の事務手続については、在学の実績報告書を提出していただくなど事

実を確認した後、交付額の決定を行い、高校3年生には10月に一括で、1、2年生には10月及び3月末の2回に分けて交付をする予定である。

⑤ 就学援助について【学務課長】

資料については、今年度9月1日現在の就学援助申請状況と令和2年度の最終実績を記載している。要保護世帯は生活保護世帯であり、就学援助の申請は不要となる。準要保護世帯は、所得において生活保護基準額の1.3倍を下回る世帯が対象である。認定になると、学用品、給食費、医療費、修学旅行費等が支給される。要保護世帯の場合は、学用品、給食費等は生活保護費から支給されるので、就学援助費からは、医療費、修学旅行費のみが支給される。このため認定者であっても、修学旅行等の該当がなければ、就学援助の支給がない場合もある。

準要保護世帯においては、9月1日現在で994名の申請があった。そのうち870名が認定となっている。73名が非認定、51名が保留となっている状況である。非認定の理由については、世帯の所得額が基準額を超えているものである。また、認定保留の理由については、所得証明書の未提出、前年度の所得の未申告等の不備があったものである。保留となった家庭に対しては、不足書類を早急に提出していただくようお願いしているところである。審査条件がそろい次第、認定、非認定の判定を行う予定である。

令和2年度の認定者数と比較すると、現在減少しているように見えるが、今後、保留者及び追加の申請者の認定があるので、最終的な受給者については、昨年度並みに近づくものと見込んでいる。

⑥ 夏季教職員研修会について【指導課長】

令和3年度の夏季教職員研修については、8月前半と後半にかけて14講座開催した。参加人数については、研修番号の1番以外について各学校1名以上の参加をお願いしている。1番の小・中学校理科実験講座については、基礎の実験講座ということで、それが必要である、受けたいという教職員が参加している。評価平均値については、3.8ということで結果が出ている。この評価については、各講座の受講者が、その講座を受けての評価、感想である。観点は、3つ。1つ目、実践に生かせるものか。2つ目、研修は分かりやすいものか。3つ目、新たな知見を得ることができたか。それで、4点ほどで評価、丸をしてもらっている。4点満点は、「大変当てはまる」、3「少し当てはまる」、2「余り当てはまらない」、1「全く当てはまらない」というので、その平均を取ったものである。講座自体の評価となるが、先ほどの観点で、研修は分かりやすいものかというようなところもあり、講師の先生の評価にもつながっているものと捉えている。

⑦ 中学校運動部活動等各種大会の結果について【指導課長】

今年度は、印旛郡市総合体育大会を経て、個人種目で21名が入賞している。団体種目では9校が県大会に出場した。個人では8名、団体1校が関東大会、個人2名が全国大会に出場している。

続いて、文化系の状況について、音楽関係、コンクール等が中止となっている。

⑧ 佐倉市好学チャレンジ教室について【指導課長】

夏季休業中に全小学校、中学校7校で好学チャレンジ教室を実施した。中学校4校については、8月下旬に実施予定だったが、コロナの感染状況により中止となっている。

今年度は全6公民館、中央公民館、和田、弥富、根郷、志津、臼井、敬愛短大の好学チャレンジ教室が中止、各学校が実施期間を縮小した関係で、参加した子どもたちの延べ人数が減少している。

⑨ 佐倉市教育センター報告会について【教育センター所長】

教育センター報告会は、佐倉市教育センターの指導主事が調査研究の成果を市内の教職員、教育関係職員及び市民に対して発表するものである。

8月5日の木曜日、オンラインで開催した。当初は一堂に会しての開催を予定していたが、コロナの感染状況を踏まえ、オンラインに振り替えたものである。参加人数が40名とあるが、学校の職員としては、37名の参加である。残る3名は、事前に市民の方々へ案内をし、3名の方にPCを貸出して、40名となった。

報告については、第1報告「令和2年度佐倉市学習状況調査からわかったこと」、第2報告「ことばの教室の現状とこれからの取り組み」、第3報告「通常の学級における『個別の教育支援計画』のあり方について」ということで、内容については、記載のとおりある。

教職員から出た感想の中では、出張先等へ移動することなく、校内でオンラインの受講ということで、新型コロナの感染を気にすることなく、安心して参加するということができたと、おおむね好評な声をいただいた。

先ほど指導課長からもあったが、研修成果の報告書、4段階評価だが、3つの質問項目に対して、どれも高い評価をいただいた次第である。

今後については、参加した先生方からは、全校内、園内の先生方へ報告内容を周知いただき、パワーポイントデータをネットワークドライブに保存して、いつでも教職員が自由に閲覧できるようにして、今後の活動の一助にできればと考えている。

⑩ いじめの状況について【指導課長】

8月のいじめ状況について、いじめの月例調査のほうは、夏季休業中で行っていないため、認知件数の把握はない。今後も、引き続き各学校が児童生徒の様子をしっかりと観察して、声かけ、そして見守りながら、全教職員で情報共有をする。そういった体制づくり等推進していく。

⑪ 感染症の状況について【指導課長】

9月1日から14日、大変短い期間なので、感染症については、市内全体で1名となっている。具体的には流行性角結膜炎である。今後も、手洗い、消毒、給食時の黙食や換気の徹底を各学校に指示し、感染症対策に努めていく。

《報告事項についての質疑概要》

【委員1名より】

感染症の追加である。第36週、9月6日から9月12日、学校が始まって

次の週、感染性胃腸炎が増えてきている。これは、印旛郡内の定点観測、医師会に報告された分である。第34週、8月25日から8月29日の夏休みの最後の週、このときは感染者数が9人だったが、第36週、9月6日からだと、38人に増え、定点当たり2.38人である。その前の8月30日から9月5日、学校が始まったときは33人、これは定点2.06人ということなので、増加の傾向にある。RSウイルスが多く、第36週、9月6日から9月12日、感染者数が47名、定点当たり2.94ということなので、少し増えてはきている。学校が始まった影響だろうと思う。ほかは、ほとんど増加がないし、あと1桁台なので、定点当たりになると0.幾つになる。今のところ、感染者数としては特に気にすべきものはないだろうと思う。

新型コロナウイルス感染症について、印旛の医師会内、各医療機関がやった検査である。PCR検査と抗原検査を両方含めて、この1週間、第36週、9月6日から9月12日の1週間で1,623件あり、陽性者数が179人、陽性率が11.0%だった。8月に、ここで報告したときに、陽性率が25%あったので、大分落ち着いてはきていると思う。一時期、佐倉の報告が100人を超えた。1日当たりの発生数ではなかったのだが、確かに衝撃的な数字だった。昨日は、もう15人まで落ちているので、落ち着いてはきていると思う。ただ、対策は同じである。予防には注意をしていただきたいと思う。これは、学校が始まっているので、なかなか学校行事の中で対策を取っていただくのは大変だろうと思う。特に授業中は、しゃべる子も余りいないだろうと思うが、給食のときは、マスクを外してしまうので、そのときに気をつける。

教育長から話があったが、校長会議の中でいろいろ注意をしていただいているようなので、それはそのまま守っていただければと思う。

文部科学省の初等中等教育局の健康教育・食育課から、抗原簡易キットの活用という案内が来ているのだが、これはなかなか学校へキットを配布するというのは大変な話で、正確な検査もできるかどうか分からないところもあるし、学校で、もし陽性が判明したら、それを使って判明した場合の対処もなかなか大変なので、これに対しては、どう活用するかは難しいという点がある。あと8月20日に、初等中等教育局の健康教育・食育課から出ている「小中学校及び高等学校における新学期に向けた新型コロナウイルス感染対策の徹底等について」という文書が出ているのだが、今までできていただいた対策のまとめのような部分もあるので、多分お手元に届いていると思うが、もう一回確認をしていただいて、改めて感染対策の徹底をしていただければと思う。

検査については、医療機関でやるのが一番筋だと思うが、学校の先生や保護者、児童生徒にさせるのはちょっと厳しいかなと思う。しかし、文部科学省が言ってきているので、何らかの対処をしないといけない。その辺は、また医療機関等、医師会等に相談いただければ、何とかその辺は対処できる範囲でやってもらいたいと思う。

【委員1名より】

教育長から報告があった2点の内容について、1点目、各学校短縮授業、分散下校、昇降口を使い分けるなどして、今まで以上に感染症対策を厳重に行っていること、現場の先生方には本当に感謝している。先生方は日々の検温等で手を追われていて、なかなか登下校の見守りに立ち会えていない事も

あると思う。スクールガードの方の協力、地域の方、PTAの協力、非常に大きな部分かと思う。学校も忙しいので、伝達に手が回らない部分もあると思うが、登下校時刻の変更があった場合や、イレギュラーが起きたとき、スクールガードの皆さんへの時間変更の情報伝達というのをいま一度、確実に渡すようお願いしたい。たまたま道路を走っていたときに、スクールガードの方が立っていて、変更が伝わっていないと見受けられた。情報が確実に渡すようお願いしたい。

2点目、先日ニュースで見たが、コロナの感染症不安ということで、実際に登校を自粛、欠席をされている児童生徒は昨年度、今年度もいると思う。今、給食のとき、マスクを外すことに不安があるので給食の前に早退するという、ニュースを見たが、家庭の方針や子どもの健康状況があるかと思う。その判断は、間違ったことではないと思うが、子どもなので、マスクを外すことがいけないことだと思い込み過ぎてしまい、例えば通常時間、水分補給など、マスクを外す恐怖から行うことができないということもあるかと思った。今、該当される子どもが佐倉市内にいるのかどうか、さらなる健康被害を生まないよう、水分補給の面も含め、注意をしていただきたいと思います。

【学務課長】

下校の時刻の変更については、今月9月22日に校長会があるので、再度強調して時間の変更を伝えていきたいと思う。また、佐倉市で行っている委託業者の巡回パトロール、市の教育委員会の事務局で行うパトロールは、その時刻に合わせて、いつもよりも30分以上早い時間帯を設定して巡回している。その徹底については、来週の校長会議で行いたいと思っている。

【指導課長】

コロナの件では、マスク等をしない場合についての心配や、個々で心配及び不安を抱えているお子さんがいると思う。そういったお子さんについては、無理をしないで個別に対応をしていきたいと思っている。また、熱中症対策もあるので、この場面ではマスクを取るなど、教員側のほうから示していく。どうしても取りたくないというお子さんもいると思うが、マスクをしない場合には話をしないなどを徹底させて、今後、指導に取り組んでいく。

【委員1名より】

9月11日の千葉日報の報道によると、県教育委員会では八街市の交通事故を受けて、小学校、中学校の緊急一斉点検を行い、危険があると認められたのは県内で3,495か所に上った。佐倉市では78か所ということである。道路の改良や交通安全施設の整備等には時間、予算がかかるので、すぐできることとして、児童生徒や保護者に、どこが危険なのか、危険箇所の周知やその場所が具体的にどんな危険性があるとか、あるいはどのようにしたら危険を少なくできるか等について知らせていくことが大事だと思うが、その点はいかがか。

【学務課長】

佐倉市は78か所ある。20か所については警察、あと県の土木関係と一緒に回って確認をして終わっているところである。残りの58か所については、今月中に警察と県の土木関係と、関係課、道路維持課と教育委員会で51か所、3班に分けて一斉に確認をして写真等で具体的に残して対応していく予定である。保護者等の周知等は各学校で行い、報告を上げた時点で各学校に再確

認をしてもらうようお願いしている。学校としても再確認という意味で捉えていると思うので、来週の校長会をもって、安全面について話をしていきたいと思っている。

【委員1名より】

夏季教職員研修会について、校長先生と教頭先生の研修会以外は全部オンラインでされている。参加人数はネットワークの関係もあると思うのだが、やはり大分少ないのか。

【指導課長】

今回については、オンライン形式で、各学校から1名以上参加していただき、その1名が研修した内容をほかの職員に情報共有しながら、ほかの職員も研修をする機会をとということで、2名参加しているところもあるのだが、その学校によって参加人数が変わっている。

【委員1名より】

オンラインでの研修会は、結構、質疑応答のとき余り発言が出ないが、今回の場合は、結構活発な議論ができていたのか。

【指導課長】

質問等については、別のところだが、終わった後に各受講者が書き込んで、それを市で集約し、返すような形を取っているので、その場で質問という形ではない。

【委員1名より】

主にチャット形式でやっているということか。

【指導課長】

最終的に質疑応答の時間を、その各受講者が報告で上げている。

【委員1名より】

終わってからというか、事後にということなので、了解した。
オンラインで質問は多かったか。

【指導課長】

質問については、感想的な質問が多い中で、こういったところも学んでみたい、次の研修において期待したいなどの内容だった。

【教育長職務代理者】

8月27日付で文科省の初等中等教育局から、学校におけるコロナ感染が確認された場合の対応について通知があったが、クラス担任あるいは養護の先生など、ここで濃厚接触者の候補をピックアップすると。また、そのための体制を保健所と、その協力の下に検討しなさいという通知だが、これについてまず保健所と協議をされ、佐倉市としての対応の仕方をきちんと決めたのかどうか。もう一点は、教員が濃厚接触者候補者を特定する、これは大変なことだろうと思う。教育委員会としてどのように考えているのか。

【指導課長】

濃厚接触者の特定については、保健所のほうから依頼があり、各学校が濃厚接触者の特定をするということになっている。基準については、1メートル以内、マスクを外した状態で一緒にいる時間が15分である。15分、マスクを外して1メートル以内の場合については、濃厚接触者に当たるということである。学校生活の中で一番心配なところについては、給食の時間が一番気になる場所である。マスクを外した状態で食べるので、間隔が1メート

ル以内の場合もある。ただ、特定に当たっては、黙食、それから換気の徹底、それがあある場合は、あくまでも15分というのが目安なので、その濃厚接触者の特定については、黙食と換気が徹底されていれば特定に当たらない、特定しなくても構わないというようなところで、各学校に伝えている。

【教育長職務代理人】

一番接触の機会、それは今説明のあった給食の時間だろうとは思いますが、それ以外の場所で、子どもたちが廊下に出たり、グラウンドなど、いろいろなところで接触をする。それで、埼玉県のある市では、こういう報道があった。誰が、いつ、誰と接触したかしないか、それを判断するために記録写真を撮るのだと。いわゆる録画する、そんな極端な例があった。何か子どもたちが犯罪者でもあるような非常に不愉快な報道と私は受け止めた。給食以外の場所において、これについては、どういう判断か。

【教育長】

今、指導課長が報告したとおり、15分、会話をし合ってマスクをしない、1メートルというところの基準で、全て一律職員、学校に伝えてあり、学校の役割分担は明快になっている。もう一つ、学校は教室の座席表を全部一覽にしている。窓がどういうふうに開けてあるか。学校が子どもたちを指導する学習形態、座席表は全て準備しており、すぐに状況把握ができる状況になっている。ただ、教育長職務代理人が言われたように、体育館の移動などについてまでは云々ということは、我々市としては、それは当然考えていなくてはと思うが、子どもたちに、事前によく話しした上で、当該生徒が出た場合、最終的には聞き取りもする。そういう意味では、15分間マスクをしない状況下は、現時点では、給食は最終課題とっていて、それ以外については、日常の教育活動をしっかり行うということで今考えているところである。なるべく子どもたちの安全は守るが、先生方に過重な負担をかけるとなると、またこれも窮屈になるので両面があるかと思う。

【教育長職務代理人】

最後の過重な負担を先生方に強いるということは、絶対に避けないと教育活動そのものが成り立っていかないかと思う。と同時に、子どもたちは監視されているのではなく、安心して自由に学べる。そういう環境もつくっていくようにしないといけないと思う。

なお、保健所のサポートをするというようなことだが、これは本当に可能か。専門家として、いかがか。

【委員1名より】

ほかの市だが、保健所から、教育委員会に学校で濃厚接触者の判定をしてほしいと。実は、保健所の業務が手いっぱい、なかなか濃厚接触者の判定の対応ができない状況である。それでどうしたらいいかというので、印旛市郡医師会のほうに言ってきた話がある。それがあったので、医師会としては、各学校医に対して、もし学校のほうから濃厚接触者の判定を迷った場合にはアドバイスを出してほしいと通達を出している。今その基準があるので、それに当てはまるケースは大体それに自動的にいくのだが、やっぱりグレーゾーンがある。何かそういうところについては、学校医にアドバイスを求めていただき、こういう事態になったから、これはどうかというのを聞いていただいていいと思う。これは、もう既に学校医に対して通達を出していて、知

っているはずなので、これは佐倉市に限らず、印旛の7市町に全部、市、町には全部出している。佐倉市も基本的には学校医はちゃんとアドバイスするはずである。我々もちょっと迷うところがあるのだが、その辺はやはり医療の立場というか、一定の立場として判定するので、遠慮なく言っていただければと思う。

【教育長職務代理者】

感染者が出ない、出さないということが一番大事になる。

【委員1名より】

教育センター報告会について、1ページの第2報告で、「ことばに困り感」とあるが、これは言葉、要するに話すのが苦手だとか、そういう意味だと思うが、「ことばに困り感」と、こういう語句はあるのか。

【教育センター所長】

「ことばに困り感」という言葉は、学校において職員同士でやり取りされている言葉である。子どもたちは、例えば言葉が思うように出てこないといった初期症状を抱えながら、学校生活を送っていくことがある。そういったことを総合しながら、「困り感」というような言葉で表現している。

【委員1名より】

2点目の一番下の事業効果について、今回オンラインなので、多くの先生に集まって参加というのは難しかったので、こういうことになったのだろうと思うが、「園・校内の全職員への報告の内容を周知する」というのは、これはどうか、スムーズに各校行われているか。

【教育センター所長】

市教委のほうで大分選出をしているが、その後、全職員が集まるような機会、例えば研修の場、職員会議の場など、そういった予想をして、今回の研修内容についての周知を動画の中で案内する。

3 議決事項

議案第1号 令和3年度佐倉市教育功労者表彰について

教育総務課長、学務課長、指導課長、社会教育課長、文化課長より上程議案の説明

内容：【教育総務課長から説明】

資料の17ページ、佐倉市教育委員会表彰規程第2条、表彰を受けるものを定めているが、市立学校その他の教育機関の職員、または教育関係団体とそれに関係する者及びその他の個人で、次のいずれかの要件に該当するものについて表彰するとしている。

第1号は、有益な研究、考案または発明をし、教育に貢献した者。第2号は、職務に精励し、その成績が抜群であった者となっているが、その成績が抜群であった者については、特に顕著な功績があったものとなっているが、本年度については、いずれも該当する候補者がなかった。第3号、学校教育または社会教育の振興について、その功績が顕著であったものについては、校長6名、教頭3名、学校医2名、学校歯科医1名、中学校剣道部外部指導者1名、公民館主催事業剣道教室講師1名、佐倉市囲碁同好会前会長1名、

茶の湯の会前会長1名が推薦されている。第4号、前3号に掲げるもののほか、表彰することが適当と認められる功績があったものについても、今年度は該当する候補者がなかった。今年度の候補者は、合計で16名である。令和3年度佐倉市教育功労者表彰式は、例年同様、11月3日文化の日の午前に開催する予定である。会場は、社会福祉センター3階中会議室を予定している。詳細については、決まり次第、後日案内させていただく。

続いて、資料1ページ。候補者の氏名、団体の名称や功績概要等をまとめた候補者名簿を掲載している。表中の区分欄の数字については、表彰規程の第2条第何号に該当するかを記載しているものである。この後、各候補者の功績等について、各担当課長から説明をするが、個人情報保護の観点から、氏名、住所、生年月日、年齢については割愛をさせていただく。

【学務課長から説明】

資料1ページ、1番の方。下志津小学校長として、地域とともに歩む学校づくりに努め、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴は、記載のとおり、佐倉市に14年間勤務されていた。その間、印旛地区の関係の給食研究部、県の給食研究部の事務局長を務めるなど、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料2ページ、2番の方。根郷小学校長として、地域との連携を重視し、積極的な学校経営に取り組んでいる。佐倉市の経歴は、記載のとおりである。教諭、佐倉市教育委員会事務局主幹、学校長として35年間勤務されている。その間、県小学校長常任理事、郡小中学校長会の役員を務めるなど、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料3ページ、3番の方。染井野小学校長として、開かれた学校づくりを推進し、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴は、教諭として、副校長、校長として13年間佐倉市に勤務されている。その間、社会科研究部の副部長を務め、若手育成に尽力し、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料4ページ、4番の方。白銀小学校長として、知・徳・体の調和の取れた児童の育成を目指し、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴は、教諭、教育委員会事務局、指導主事、社会教育主事、また校長、教頭として35年間勤務されている。その間、印旛郡市のPTA連絡協議会副会長などを務め、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料5ページ、5番の方。佐倉中学校長として、地域から信頼される学校づくりに努め、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴は、教諭、佐倉市教育委員会指導主事、教頭、校長、学務課長として佐倉市に27年間勤務をされた。その間、佐倉市校長会長、特別支援教育研究部長、印旛郡の特別支援教育研究連盟会長などを務め、佐倉市教育委員会の発展に寄与された。

資料6ページ、6番の方。志津中学校長として、地域の教育力向上に努め、積極的な学校経営に取り組んでいる。経歴は、佐倉市教育委員会指導主事、佐倉市教育委員会事務局主幹、学校長として17年間佐倉市に勤務をされている。その間、印旛地区の小中学校長会の副部長、理科研究部の部長などを務め、佐倉市教育の発展に寄与されている。

資料7ページ、7番の方。南志津小学校教頭として、校長を補佐し、児童に寄り添った指導・助言を心がけ、積極的な学校運営に取り組んでいる。経

歴は、教頭として3校、8年間佐倉市に勤務をされている。その間、佐倉市教頭会副会長を務めるなど、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料8 ページ、8番の方。山王小学校教頭として、校長を補佐し、地域や保護者との連携に努め、児童生徒理解を心がけ、積極的な学校運営に取り組んでいる。経歴は、教諭、教頭職として4校、23年間佐倉市に勤務されている。その間、佐倉市教頭会長、印旛地区の総合的な学習研究の部長等をされ、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料9 ページ、9番の方。臼井西中学校教頭として、校長を補佐し、生徒の視点を重視した教育活動に努め、積極的な学校運営に取り組んでいる。経歴は、教諭、教頭職として佐倉市に22年間勤務されている。その間、佐倉市教頭会副会長を務めるなど、佐倉市の教育の発展に寄与された。

資料10 ページ、10番の方。臼井南中学校剣道部の外部指導者、学校運営委員、学校評議員など、長年にわたり臼井南中学校の教育を支えていただき、佐倉市の教育の発展に尽力いただいた。

【指導課長から説明】

資料11 ページ、11番、平成16年度から現在まで、各小学校医の学校医として子どもたちの健康管理及び保健指導に大きく寄与していただいた。平成25年度から29年度まで佐倉市学校保健会長、学校管理医連絡協議会委員、佐倉市生活習慣病予防検診判定委員、平成25年度から現在まで佐倉市学校心電図判定委員を務められ、佐倉市の学校保健の発展、向上に尽力いただいた。

資料12 ページ、12番、平成6年度より現在まで、各小中学校、幼稚園の学校医として、学校保健委員会等における指導・助言をいただき、その推進に大きく寄与していただいた。令和元年6月から令和3年6月まで印旛郡市医師会佐倉地区第二参与、令和3年6月から第一参与として、学校管理医連絡協議会の委員も務められ、佐倉市の学校保健の発展・向上に尽力いただいた。

資料13 ページ、13番、平成9年度より現在まで、各小学校の学校歯科医として、歯科健康診断や歯科管理健康診断等に大きく寄与していただいた。平成23年6月から平成25年6月まで印旛郡市歯科医師会佐倉地区副代表を務め、歯科保健会議では佐倉市の学校歯科保健について多くの助言をいただいた。

【社会教育課長から説明】

資料14 ページ、14番の方。弥富公民館が主催する弥富剣道教室の講師を平成9年4月から務め、児童の心身の鍛練と健全育成を図るとともに、千葉県指定無形文化財である「立身流」剣術の稽古を通じ、佐倉市伝統文化の継承と郷土愛の醸成に尽力された。剣道教室開催時期以外の3月から4月の自主稽古においても協力をいただいている。剣道を通じて子どもたちの健全育成に尽力され、立身流という伝統文化を子どもたちに伝えていることから、その功績は顕著であるので、指導開始から25年目という節目の年に推薦したところである。

【文化課長から説明】

資料 15 ページ、15 番の方は、この 3 月まで長らく佐倉市囲碁同好会の会長を務められ、佐倉市の文化振興に寄与された。活動の一つとして南部地区を中心に囲碁教室の指導を継続され、幼稚園や小中学校の文化活動の指導を通じて青少年育成に貢献されている。佐倉市文化団体連絡協議会において役員を務め、地域文化の発展・向上に寄与された功績は顕著だった。

資料 16 ページ、16 番の方は、この 3 月まで佐倉市茶の湯の会の会長を務められ、佐倉市の文化振興に寄与された方である。佐倉城址公園内のお茶席「三逕亭」に開設するお茶席の運営をする社中を取りまとめ、市内外や海外からのお客様に日本の伝統文化体験を提供いただいた。佐倉市文化団体連絡協議会において役員を務め、地域文化の発展・向上に寄与された功績が大きな方である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員 1 名より】

語句について、14 ページ、14 番の方、主な経歴の 4 行目、「立身流抜初演武」ということを聞いて、これは「抜初 (ぼっしょ)」という言葉があるのか。

【文化課長】

これは、立身流の「ぬきぞめ」である。

【委員 1 名より】

これは 1 月に行うので「抜初 (ぬきぞめ)」という、意味か。

【文化課長】

年の初めに毎年、現在は、中央公民館を会場に行っている。しばらく、前までは、佐倉と八街、2 か所で交互に行っていた。

【教育長職務代理者】

資料 1 ページ、1 番の方、その最後のところ、「事務局長を務めるなど、次に「教育に対する研鑽を積み、佐倉市教育の」云々と。この「教育に対する研鑽を積み」という言い方、この語句は、よく見ると、あたりなかつたりしている。2 ページはなく、3 ページは入っている。4 ページ、5 ページはなく、6 ページ、7 ページには、入っている。この言葉は、ここに入れないといけないのか。教育に対する研さんを積んで、特色ある学校経営等をされてきた。あるいは、いろいろな対応をされてきた。さらに対外的にも大きな功績をされてきた。ということ、そして、佐倉市教育の発展に寄与された功績は大であるという、そういう文面だろうと思うので、ここに「教育に対する研鑽を積み」というのをわざわざ入れるのか。その点は、私ちょっと分からない。入れるなら、全体に入れたいし、入れないなら全体に入れない。検討してもらいたい。

【教育総務課長】

「教育に対する研鑽を積み」というところは、入っているもの、入っていないもの、整合が取れていないので、事務局のほうで再度検討して、整合を取るように図りたいと思う。

《議決結果》

可決

議案第2号 佐倉市文化財審議会委員の委嘱について

文化課長より上程議案の説明

内容：市域内にある文化財の保存及び活用に関する事項を調査、審議をする文化財審議会委員に欠員が生じたので、補充を行おうとするものである。

候補者について、資料のとおり、千葉県立中央博物館歴史学研究科長を務め、民俗学を専門分野とされる小林裕美さんである。小林さんは、市内に在住ということもあり、現地調査が非常に重要となる民俗研究において、佐倉を重要なフィールドの一つとされている方である。電車を利用して東京方面へ野菜などを持っていく行商の方や市内坂戸の旧家で発見されたお札の調査に当たるなど、当時の民俗に精通された方である。

《議決事項についての質疑概要》

【委員1名より】

新しい候補の方の専門分野、民俗学ということだが、条例の34条、35条を見ると、定数だけで専門分野の記述はないので、この9人のほかの方の専門分野を教えてください。

【文化課長】

専門分野、条例で記載はないが、欠員が生じたというところが、前の委員さんが急逝され、その先生が1つ、民俗を受け持っていたということが1つある。それぞれの専門なので、3ページの現在委員の一覧表に沿って説明する。

1番の濱島正士先生は、日本の建築史、特に社寺、お寺、寺院の建築を専門としている。

2番の高橋龍三郎先生は、考古学を専門としている。

3番の遠山成一先生は、主に中世の地方史を研究されている。

4番の原正利先生は、生物を専門とし、特に森林の生態学を研究されている。

5番の金丸和子先生は美術史の中でも特に仏像関係を専門としている。

6番の是澤博昭先生は文化人類学や、民俗を研究しているが、中でも各地の山車人形について研究されている。

7番、原田一敏先生、金工を中心とした美術を専門としており、中でも刀剣が一番詳しい方である。

8番の高見澤美紀先生、日本史の専門であり、中でも古文書を専門として、県の史料研究財団にもいらした方である。

9番の外山信司先生、郷土史の中でも、佐倉、酒々井にまたがる本佐倉城、千葉氏について研究を続けている。

10番は、小林裕美先生である。

【委員1名より】

何うところでは、割合バランスが取れている。広く各分野にわたってそ

れぞれ委員がいたほうが良いということなので、こういうバランスは、特に問題ないと思う。

定例の開催はあるのか、文化財の審議する必要がある場合だけ開催か。

【文化課長】

年に2回ほど開催している。コロナということで昨年の開催は難しかった。今年度は書面開催ということである。今後、指定案件などがあれば、すぐにでも開きたいと思っている。

【委員1名より】

現地調査するのか。委員の方、行かれると思うが。

【文化課長】

現地調査は非常に大事で、委員会は難しい中でも、例えば去年は、濱島先生が、今寺崎の密蔵院薬師堂の修理に入っているの、現地に赴いて、指導いただいている。一例である。

《議決結果》

可決

4 その他

【学務課長】

8月の教育委員会議において、協議いただいた佐倉幼稚園の3年保育化について、事務局として今後の方向性を説明させていただく。

8月の協議においては、市の人口統計では3歳児の数はここ数年間で100人程度の減少が見られ、今後も減少が見込まれるので、公立幼稚園としての特徴を見いださないと入園児の増加は見込めないのではないかなどの意見をいただいた。また、8月12日から26日までの期間にパブリックコメントを実施し、19名の方々から意見をいただき、1つは、市内の私立幼稚園は定員割れとなっており、公立幼稚園の3年保育化の必要性は低いと。また、民業の圧迫につながるなどの意見をいただいた。加えて、事務局としても、厳しい財政状況を踏まえ、費用対効果を十分に検証していくなど、さらに時間をかけて慎重に検討していくことが望ましいと判断した。

このことから、佐倉幼稚園の3年保育化について、令和4年4月からの実施は見送り、引き続き検討課題としていきたいと考えている。

《質疑概要》

【委員1名より】

公立幼稚園という選択肢を取っている方には、3年保育化というのは喜んでいるかと思うが、今、学務課長からの報告に鑑みると、このとおりの決定がよいと思う。今後の検討を期待したいと思う。

5 教育長閉会宣言

